

4期目最後の質問です。そしてまた、幸山市長と一般質問という場で意見を交わす最後の機会となりました。名残惜しい気持ちですが、真剣勝負で臨みますのでよろしくお願いいたします。発言通告の順序を一部入れ替えお尋ねしてまいります。

まず、重大な局面を迎えている解釈改憲による集団的自衛権行使、立憲主義の否定という問題についてお尋ねいたします。

5月15日の安保法制懇報告書提出を受け、安倍首相は集団的自衛権行使のための憲法解釈変更の検討を表明しました。政府の解釈改憲の内容は、自衛隊の「後方支援」は「非戦闘地域」に限るとした従来の制約を取り払い、「戦闘地域」でも活動を可能にするというもので、本格的な「戦地派兵」に道を開くものです。「後方支援」であつても自衛隊が「戦闘地域」まで行けば、相手側から攻撃され応戦することになるのは必至です。憲法9条が禁じる武力行使に踏む込み、「日本の若者が海外の戦場で血を流す」事態は絶対に許されません。一方で、5月28日には元内閣法制局長官の阪田雅裕氏他有識者12人によって、憲法への立場の違いを超え、「国民安保法制懇」がつくられ、解釈改憲による集団自衛権行使は、「立憲主義の破壊に等しい歴史的暴挙」と厳しく指摘されています。憲法9条を持つ国でありながら、海外で戦争をする国への大転換を一内閣の閣議決定による憲法解釈の変更という手段で強行されようとしている今、憲法9条の意義と集団自衛権行使について、市長の見解をお伺いします。

(答弁)

国民世論に背を向け、立憲主義の否定とも言うべき解釈改憲による集団的自衛権行使を、閣議決定によって実行するという安倍政権のやり方は、憲法を踏みにじり国民の命と日本の平和を脅かす問題として断じて許されるものではないということを指摘しておきます。

次に、**桜町再開発・MICE整備**についてお尋ねいたします。

MICE施設整備を含む桜町再開発事業は、4月に都市計画決定がなされ、事業は本格的に進んでいこうとしています。私どもは、再開発への補助金や施設整備費に400億円も投じる桜町再開発・MICE整備は、市の説明責任と市民合意が大前提だ

と主張してまいりました。ところが、都市計画決定の前提となるべき説明会は、たつた1日2回、それも公の会場ではなく九州産交本社で行われ、参加者からも「関係者ばかりではないか」と指摘されるほど不十分なものでした。3月議会でも、説明不足の意見が相次ぎ、複数会派から異論が出たのも当然のことと思われれます。それらを踏まえ、**市民への説明責任と合意形成**について、お尋ねいたします。

- ① 5月に開かれた区ごとのMICEとシンボルプロムナードの説明会は、中央区を除き、区内の行き来が不便な区役所併設の公民館と東部公民館で行われたことや、時間帯は夜のみであったなどで、中央区の72人を除き、1カ所10数人から30人前後でした。これで、十分な説明がなされ、理解が得られたとお考えでしょうか。
- ② 説明会で出された意見は、ほとんどが賛同できないというものであったと聞いていますが、どのように受け止めておられますか。
- ③ 説明会では、「なぜ市長は出てこないのか。」という意見がありました。大会議場整備は市長が選挙公約に掲げすすめてきたものです。なぜ、説明会で自ら説明されなかったのでしょうか。また、区ごとに夜1回でなく、身近な場所で回数を多く、徹底した丁寧な説明が必要ではないでしょうか。

(答弁)

6月の市政だよりでは、桜町再開発やMICE整備が見開きで大きく取り上げられていましたが、そこには400億円もの莫大な事業に市民の税金を使うということは一言も書いてありませんでした。市長は、この間「言葉に責任をも持つ」ということをたびたび言われてきましたが、それならば、その言葉ではつきりと「市民の税金を400億円使う」ということを真つ先に説明すべきではないでしょうか。それが責任ある説明だと思えます。

続いて、**桜町再開発事業に対する補助金の問題**でお尋ねいたします。

そもそも市街地再開発事業の制度の基本は、「細分化された敷地を結合し共同化すること」にあるというのは、誰もが認めることだと思います。そして、都市再開発法第1条では、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新をはかる」ことを目的と定めています。

さらに、補助金支出の原則は、政令や施行規則に定められていますが、「複数地権者が市街地再開発事業を行って、敷地の共同化を通して高度利用するときに」補助金が支出できることになっています。

ところが、今回の桜町再開発事業に関しては、「地権者が一人なのに、107億円<sup>3</sup>も補助金を出す」ということで、これまで前例がない、「全国初」のケースになっています。したがって、まず、そもそも論からお尋ねいたします。

① 2002年の都市再開発法改正によって、「再開発会社施行」という再開発のやり方が加えられました。その趣旨についてご説明ください。

② 3月議会の益田議員の一般質問に、市長は「地権者1人での個人施行の第1種市街地再開発事業については補助の交付対象となっていない」と明確に答弁されました。1地権者の個人施行再開発事業が補助金の交付対象外、1円も補助金を出さないと、いうこと理由は何か。

③ 桜町再開発のように、1地権者の地区を再開発会社施行で法定再開発として補助対象にすれば、今後1企業が1法人で所有する土地を再開発会社をつくり法定再開発として、社屋棟の建て替えに多額の補助金を受けるような事例が出てくるのではないのでしょうか。それは、再開発の趣旨に反するのではないのでしょうか。

(答弁)

3点目に質問は、趣旨をすり替えて答弁されましたので、再度聞きます。「桜町再開発は、1地権者であっても補助の要件を満たしているので交付金を活用する」と答えられました。しかし、1地権者の再開発が補助要件を満たすということで補助対象になるとすれば、今後、1地権者の再開発に次々に補助金を出すことにはなりませんか。それでいいのでしょうか。

(答弁)

1地権者の再開発に補助金を出すことが問題なのは、それこそ市長がいつも言われる個人資産の形成に税金を使うことになるからです。それを避けようとすれば、市の判断補助金を出すささいの判断が必要となります。そうなれば、公平性を期すべき補助金の支給が、公平さを欠き、きわめて恣意的な運用になってしまっているのではないのでしょうか。市長の気持ちひとつで出すささいが決まるいい加減な基準で補助金を出していたら、口利きしがらみだらけになってしまっているのではないのでしょうか。それは、口利きしがらみ打破を公約にし、公園整備の採択基準や入札改革で、透明性や公平公正さを確保することに取り組んできた市長の、最も意に反するところではないのでしょうか。

また、国が定める「市街地再開発事業等に係る国庫補助採択基準及び実施要領」<sup>4</sup>には施行者別の基準が定められ、「第2項の2」では「市街地再開発組合及び再開発会社」の基準となっており、国庫補助採択の基準では「再開発組合」と「再開発会社」の位置づけは同じであることがわかります。そういう意味で、再開発の補助金採択に複数地権者は大前提です。長野市では、法定再開発の場合、施行者がどこであるかにかかわらず、複数地権者であることが補助金交付の要件となっており、組合と再開発会社の場合は地権者5人以上定めています。長野市は、これが都市再開発法の趣旨だからと説明されています。市の規則には、そういう要件がひとつも書いてありません。その不備こそ、問題です。本市においても、法の趣旨に則って、施工者がどこであるかにかかわらず、複数地権者であることを補助金交付の要件として定めるべきではないでしょうか。

以上2点、市長に伺います。

(答弁)

社会通念や良識・常識という言葉があるように、都市再開発法に会社施行の要件として「複数地権者」という言葉がなくても、「個人施行に限らず、どんな再開発でも複数地権者」というのは大前提です。こうした基本となるべきルールを欠いたときに、口利きしがらみで事業がゆがんでくるのではないのでしょうか。市民の血税を使うにあたり、良識・常識のある補助金の運用が必要と考えます。それを欠いた再開発には、1円たりとも公的補助金を出すべきではありません。

続けてお尋ねします。再開発事業の趣旨に反し、1地権者企業に107億円もの補助金を脱法的に出す再開発で、誰が利益を得るのか、これもはっきりさせるべきと思います。お手元に配布した資料を参考にお聞きください。

12月議会で那須議員も触れましたが、桜町地区はもともと県庁や専売公社があり、熊本城に隣接し、熊本市の歴史と文化、行政・経済の中心、熊本の公の顔を持ったところでした。そういう性格を引き継ぐ形で、熊本市も出資する「交通センター(株)」がつくられ、その土地は県庁から交通センターに、時価で坪40万から50万円、総額40数億円となるところ、その4分の1の坪12万円、総額約11億円という破格の値段で払い下げられました。その後、九州産交は、経営建て直しの必要性から、本社の土地建物を13億円で、(株)熊本交通センターに売却しています。ところが、その翌年2000年に、今度は九州産交が交通センターを吸収合併しています。株を持

ついていた熊本市や西日本鉄道などは安く株式を九州産交に譲渡しました。そうやって、九州産交は桜町全体の権利者になりました。実質的な交通センターの民営化です。このとき、熊本市は格安で払い下げられていた資産を簿価のまま評価し、時価ならば13億円にも評価された株をわずか1億500万円で売却しました。ところが、合併と同時に九州産交は資産の再評価を行い、時価での評価とし、資産価値を一挙に271億円増加させました。12月議会で、市長は、HISが九州産交の株式を取得したときに、かなりの債務を継承したといわれましたが、九州産交は2003年から2005年にかけて産業再生機構が経営再建を進める中で、不採算部門の売却・清算に大鉈を振り、金融機関から182億円の債務免除も受け、多額の債務があった状態ではありませんでした。これらの経緯を踏まえ、お尋ねいたします。

①九州産交が2000年に交通センターを吸収合併したときに、交通センター(株)の株主であった熊本市は、持ち株を簿価で計算し、1億500万円で売却しています。熊本市の持ち株は全体の8%でした。九州産交を除く、熊本市・西鉄・熊本バス・電鉄等の持株が17.3%ですので、九州産交はわずか2億円程度を払うだけで、桜町・交通センターの区域すべてを自分のものになりました。そして、合併と同時に資産の評価替えを行い、資産価値を271億円も増加させました。これは、第3セクターであった交通センターならばできなかったことです。わずか2億円の投資で株を買占め、271億円の利益を得たことは「濡れ手で粟」の大儲け以外の何ものでもありません。5月の桜町・花畑地区に関する市民説明会では、複数の人がこの九州産交の大儲けは納得できない旨の意見を述べられていました。公共性が高いと位置づけられてきた桜町地区の土地や建物をめぐって九州産交が莫大な利益を得てきたこと、また、熊本市も当時の市長が株主として(株)交通センターの役員を務めており、九州産交の資産形成に一役買っていたという事実を、市長はどのように認識されていますか。

②もともと格安の価格で払い下げられた桜町地区の資産価値は、九州産交の吸収合併によって、わらしべ長者のように巨額な資産価値へと膨れ上がりました。HISは、2005年に、その経営権を44億6000万円で取得しました。しかし、44億円の投資は、今回の桜町再開発によって、1円も出さずに老朽化したバスセンターや敷地内の建物がすべてリニューアルされ、加えてマンションの販売やホテル経営、リニューアルされた商業スペースのテナント料などで、投資額をはるかに上回る莫大な利益が生まれます。市長は、桜町再開発事業について、交通ターミナルの改修やMICE施設の整備、周辺の基盤整備など、公共性の高い事業であると、繰り返し述べてこられました。しかし、市との関係でも、再開発事業費523億円に、補

助金や保留床取得金など市民の大切な血税を400億円も払わされ、再開発会社をつくっている九州産交・HISは左団扇で大儲け、これが桜町再開発の実像です。そのことを市長は、どのように認識されていますか。

③ 今回の桜町再開発に当たって、従前資産を評価される場合、「公共性」ということはどのような形で評価に加味されるのでしょうか。

(答弁)

市長は、繰り返しHISが多額の債務を引き継いだといわれますが、かなり債務が改善されていたということを踏まえるべきだと思います。

いろいろいわれましても、第3セクターであった(株)熊本交通センターの民営化や、今回の桜町再開発の実施によって、桜町の土地建物が企業の儲けの道具にされてしまっていることは事実です。熊本市の交通センター株譲渡が問題になった市議会でも、当時の三角市長は、「交通センターは、本市の交通政策、都市計画上公共的使命を担っており、このような視点から交通センターを見なければならぬ」と答弁していましたが。そのことから、交通センターの土地を企業の資産として利用することはあってはなりません。

熊本市がMICE部分の保留床を買わなければ、桜町再開発事業は成り立ちません。再開発ビルの保留床取得に多額の税金を投入する熊本市は、高いお金を払って、民間企業の儲けを手助けする形になっています。市の財政が厳しい中で、400億円もの税金を投入し再開発事業をすすめることは、地方自治体の本来の仕事である「住民福祉の向上」に真っ向から反するものであるといわざるを得ません。そういう意味で、再開発事業へのMICE整備は見直すべきです。

#### ・基本・実施設計の公募プロポーザルについて

今年度の当初予算に計上された桜町再開発事業の基本実施設計予算執行のため、桜町再開発準備会社によって3月17日付で公告された公募プロポーザルは、1名の応募しかありませんでした。4月1日、再開発準備会社は、再度公募プロポーザルの公告を行いました。その結果が、5月28日に公表され「日建・太宏共同企業体」になりました。桜町再開発は民間施行とはいえ、都市計画決定された法定再開発であることや、107億円の国市補助が出されることと合わせ、保留床取得に市が289億円もの税金を投入する公的性格の強い事業です。当然、公正な契約手続きがなされるべきです。そこで、お尋ねいたします。

① 1994年1月に閣議決定された内閣府の「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」では、設計・コンサルティング業務において、公募型プロポーザル方式の場合、提案書提出者への通知から提案書の提出までの期間は、少なくとも40日とする」と定められており、40日以上の期間をとらなければなりません。この規定の意図している点をどのように認識されているでしょうか。

② 今回3月17日から桜町再開発準備会社が公募した「基本設計・実施設計等業務委託先」では、参加者の選定通知にあたる「参加資格の確認結果の通知」が4月2日、技術提案書類提出期限が5月1日となっており、30日しかありません。これは、公正な入札・契約手続きに必要な「競争の確保」を制限することになっているのではないのでしょうか。

③ これまで市は、桜町再開発の設計・工事について適正な契約業務がなされなければならないと言ってきました。設計費予算の3分の2は、国市の税金での業務です。公共事業であれば不当な契約行為に当たる、競争性を担保した公正な契約といえない今回の契約について、市は撤回を求めるべきではないのでしょうか。

(答弁)

自らの落度をさらけ出すような答弁です。市は公募プロポーザル方式を実施しながら、運用ガイドラインをつくっていないことが、そもそもの間違いです。土台のないところに家を建てているようなものです。だから間違うんです。

お尋ねしました「少なくとも40日」という点の意味を理解していません。一般的な仕様書のある一般競争入札の場合と違い、40日以上の期間をおかなければ、金額だけでなく、内容の提案まで含め競う公募プロポーザルでは、技術提案書を作成するのが難しいからです。国際入札のみならず、技術提案書作成の準備期間が十分なければ、適切な競争ができません。

500億円を超える超大型の再開発ビルの実施設計を、わずか1ヶ月で内容を競い合う公募プロポーザルで募集しても、これまで計画準備段階からかわってきた事業者と対抗できる企画を出すことは難しいのです。適切な競争を確保しようと思えば、これだけの大事業の場合、最低の40日では短く、かなり長い期間がないと公平な事業提案はできません。今回の場合、技術提案書の提出期限を国の示す40日より逆に短くしており、明らかに競争性を阻害しています。適切な競争性が担保されない、競争の確保が制限された業者選定は、公の契約ならば独禁法に触れるというのは、ご存知のほずです。組合と並び準公的な団体に位置づけられる「再開発会社」施行で、公

の手続きに反する契約が行われていいのでしょうか。

(答弁)

昨年9月議会の一般質問で、幸山市長は「設計や工事が行われる際にも、一般競争入札などでの適正な業者選定が予定されていると伺っている。それがきちんとなされるか、しっかり注視しなければならない」と答弁されました。再開発事業の認可権を持つ市は、事業の適正な実施を指導・監督する権限もあります。今回のような不適切な契約について、公正・公平な契約となるよう指導・監督する責任が市にはあるのではないのでしょうか。

(答弁)

市長は、4選不出馬にあたり、3期12年、「公平公正な市政の実現に取り組んできた」ということを何度も強調されてきましたが、本市が6億5000万も補助金を出すことに、公平な提案のできない業者選定による契約を認めるべきではないと思います。出来レースのような契約の撤回を強く求めておきます。

続いて、MICEの事業費と利用見通しについてお尋ねいたします。

5月の「MICE施設説明会」では、「夢のような話をされるが、そんな施設をつくっても利用されるか心配している」との意見がありました。

ご存知のとおり、地方自治法第2条14で、「地方公共団体は、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定められています。400億円もの投資となる桜町再開発・MICE整備が、財政運用上も適切か、必要性も含め検証すべきと思います。

① 現在示されている事業費289億円は、現行のホテル・マンション等合築の案が出されたときの金額です。東日本大震災の復興等の要因による建設物価の上昇に加え、7年後の東京オリンピック開催決定もさらに影響し、建設資材の値上がりや人手不足などから、今後の建設物価高騰は確実です。市長は、300億円が上限といわれましたが、事業費が膨れた分、どういう形で300億円に収めていかれるのでしょうか。設計変更や仕様の変更など、具体的な形で説明ください。

② 本市MICE施設の学会についての利用見通しは、日経メディカルオンラインの学術集合一覧のデータを基に試算され、2000人から5000人規模の学会が全国



で年間約130回あり、その1割程度ということで、年12回の開催予測です。しかし、市と同じ2011年のデータで詳細を調べると、開催130件の約4割がホテルや一般のホール・大学での開催で、コンベンションホール施設の利用は6割程度でした。仮に全国の開催数の1割を本市に誘致するとしても、コンベンション施設の必要な学会は年7回です。福岡市の開催数を上回る年12回の利用見通しは明らかに過大ではないでしょうか。しかも、学会開催の可否はキーパーソンといわれ、学会のほとんどは、開催地の大学や医療機関の先生方が学会の長です。昨年、全国糖尿病学会が本市で開かれたのも、糖尿病学会の代表が熊本大学にいらしたからです。福岡市、熊本市で医学系の学会を開くことのできるようなキーパーソンはそれぞれ何人でしょうか。その状況で、福岡を上回る学会の開催ができるのでしょうか。また、キーパーソンと合わせMICE誘致に重要なのが宿泊施設だといわれます。厚生労働省の衛生行政報告によれば、2013年度のホテル旅館の室数は、福岡市26363室に対し、熊本市10634室と福岡市は熊本市の2.5倍、圧倒的に好条件です。この点でも、福岡市を上回るMICE誘致は条件的に難しいと思われませんが、いかがでしょうか。

市長に伺います。

そんな答弁では、誰も納得しないと思います。続けて伺います。

① 事業費の見込みでは、今検討の事業費抑制策によって20億円程度を減らされる模様です。約7%の削減です。しかし、国土交通省が今年5月に公表した新営予算単価の伸び率では、平成27年度対前年比7%増です。ただいま示されている設計変更だけでは、今後さらなる建設費の上昇に追いつかないのではないのでしょうか。それにはどんな形で対応されるのでしょうか。

② 答弁にありましたように、福岡市がキーパーソンやホテルなどのMICE誘致の重要な要件で熊本市を圧倒的に上回っているのは厳然たる事実です。キーパーソンが圧倒的に多い福岡市で、昨年の福岡国際会議場の利用は8回です。本市の宿泊室数は10000室を超えているといわれますが、一般客の宿泊もあるので、すべてMICEにという訳に行かないと思います。それでも、福岡市を上回る開催ができるかと断言されるのでしょうか。

③ 全国には、多数のコンベンション施設があります。政令市だけでも17カ所、熊本が入れば18カ所です。その他の都市や、民間施設も含めれば、何十もの施設があ

ります。そこで、なぜ全国1割の開催を熊本市で出来るのでしょうか。1割の開催とした理由を教えてください。

以上3点、市長に伺います。

(答弁)

ぜんぜん説明になっていないと思います。いろいろ言われましても、福岡市を上回るMICEの開催を見込んだ利用見通しが過大であることは誰の目にも明らかです。MICE整備先にありきの言い訳にしか聞こえません。施設整備先にありきの市の姿勢は大いに問題です。

同じ政令市の堺市では、すでに都市計画決定されていた堺東中瓦町2丁地区第1種市街地再開発事業が、組合設立に係る認可申請の際、内容が慎重に精査された結果、公益施設として計画されていた市の文化芸術ホールが、再開発事業に加わることで整備費が142億円も高くなること、複合ビルへの入居による制約のために本来必要な機能が確保できない上、防災面でも問題があること、ランニングコストも高くなるなどが指摘され、再開発の保留床取得によるホール整備が断念されました。それによって、事業計画の資金計画において資金調達の見込みが不確実となり、再開発は不認可となりました。結果的には、その後、再開発の都市計画決定も廃止されました。堺市が再開発事業で整備しようとしていた文化ホールの事業費は314億円でした。この教訓は、本市のMICE整備にもそっくり当てはまることではないでしょうか。これまでの議会での論議も含め、さまざまに指摘されてきたことを一顧だにせず、突っ走る本市の姿勢は異常としか思えません。

さらに言うならば、建築資材や人手の不足から建設物価も上昇し、東日本大震災の復興がすまない要因にもなっています。そんなときに、本市が300億円もの事業費を出しMICEを整備することや500億円を上回る再開発ビルの建設をすすめることは、大変な中で必死にがんばっている東日本大震災復興の足を引っ張ることもなるのではないのでしょうか。重ね重ねに、本市の姿勢は問われると思います。

続いて、莫大な投資をする桜町再開発事業とMICE整備が、**中心市街地活性化に効果あるのか**、お尋ねいたします。

①桜町再開発の事業フレームほどの程度固まっているのでしょうか。商業スペースのテナントの入居見込みやシネコン業者は決まっているのでしょうか。5月29日の県民百貨店株主総会で、県民百貨店が再開発ビルに入居しないことが決まりました。

県民百貨店が入居しない分のフロアーは、どのような利用になるのでしょうか<sup>F1</sup>

② 現在、交通センターは1日4万人の利用があります。その利用者の内訳をどのように把握していますか。「乗り換え」「買い物」「熊本城」「市民会館など周辺施設へ行くため」「その他」の内訳でご説明ください。

③ 交通センター利用者・1日4万人、県民百貨店来店者・1日1万5000人です。桜町再開発事業の工事は、期間中に、桜町地区の人の流れにどのように影響するのか、具体的な検証はされていますか。また、影響見通しについてご説明ください。工事期間中の桜町周辺の通行量が減少しないよう具体的手立ては考えられているのでしょうか。

④ 2011年3月にオープンした熊本城桜の馬場「城彩苑」は、PFI手法で48億円もの事業費が費やされていますが、オープン後も、熊本城入場者数は減り続け、熊本城に来た人のわずか15%しか城彩苑には行かず、熊本城・城彩苑から中心市街地に行った人も約半数で、増えておらず、強調されていた「回遊性」は疑問です。今回の桜町再開発やMICE整備400億円の投資は、中心市街地への回遊性向上にどのような効果をもたらすとお考えでしょうか、具体的な試算をお示しくください。市長に伺います。

(答弁)

いずれの答弁も、確たる根拠もないまま、なんとかなるだろうという大変いい加減なものです。そもそも、現在の交通センター利用者の内訳すら把握されていないことが、桜町再開発・MICE整備計画をずさんなものにしています。景気の低迷に加え、年間30万人の利用があつた産業文化会館閉鎖や、合同庁舎移転で、今でも桜町・花畑地区の通行量は減少しています。工事期間中の通行量減少について検証や対応策もないまま、ただただ工事を始めるといふのは本当に乱暴な話です。

市が強力に後押しする形ですすめた合同庁舎の駅前移転や駅前東A地区再開発事業によって人の流れは、駅周辺へと大きく変わりました。それだけでも、桜町周辺の通行量は減っているのに、今後さらに、熊本駅0番線にも商業・住居・娯楽などで構成される大型商業施設が進出すれば、さらに駅周辺へと人が集まり、桜町周辺の賑わいは減ってしまうのではないのでしょうか。そして、70万都市熊本の商店街は、通町と桜町、駅前とで客の奪い合い、回遊性どころか、どこも落ち込んでいくのではないのでしょうか。お尋ねします。

そもそもMICE施設というのは、施設の利用者がそこに来るとはあっても、MICE施設があるから、そこに人が集まってきた街の賑わいになるといふ施設ではありません。それは、関係者も指摘されているところです。福岡国際会議場や千葉・幕張メッセほか、各地のコンベンション施設、熊本のグランメッセなど、たいいていのコンベンション施設の周りに商店街はなく、日常の賑わいの場ではありません。

もともと桜町周辺の通行量が減っているときに、県民百貨店を含む交通センター周辺を全面建て替えれば、少なくとも3年以上は通行量が激減します。種々の要因を勘案すると、桜町再開発事業による通行量の減少は、再開発ビルが完成すれば、自動的に回復するとは到底思えません。桜町再開発については、真の街の賑わい創出の面から、もっと慎重な調査検討が必要ではないかと思えます。2核3モールをなす本市中心商店街が真に活性化するように地元商店街の意見をよく効き、商店街振興策にこそ抜本的な予算拡充を図ることを要望いたします。

合わせて、中心街に人を呼び寄せるために、議会ははじめ各方面から要望のある、10万人の観客動員をしていた花火大会を、やり方を工夫しながら復活していただくことも要望しておきます。

では、**県民百貨店およびセンタープラザテナントの問題**で昨日の質問も踏まえお尋ねします。

5月29日に、再開発ビルへの入居断念という株主総会の意思決定がなされた今、他所へ移転しても事業の縮小は避けられないことや、もし事業が廃止になれば、1000人の雇用が失われることにもなるため、営業の継続と、**県民百貨店・センタープラザテナント・1400人の雇用は、従業員とその家族の死活問題として、差し迫った重要課題**です。

① 市長は、株主総会での再開発ビル入居断念の報道に、「できる限りの対応をしていく」との見解を示されましたが、入居断念に追い込まれる前にこそ、「できる限りの対応」をすべきだったではありませんか。

② 県民百貨店、1000人の雇用といえますけれども、その多くはパートやアルバイト・派遣などの非正規雇用の方々です。年齢的にも、再就職が極めて難しい方々も多いかと推察されます。それら職を失うことになるすべての人について、その雇用を確保するつもりで取り組んでいかれるのでしょうか。

③ 一方、センタープラザテナントの問題は今後の課題です。こちらについても、店舗

を残すことと雇用継続について、最大限の努力をすべきではないでしょうか。 13  
市長にお尋ねします。

(答弁)

現在の県民百貨店は、岩田屋の事業継続が困難となる中で、存続を求める14万人の署名が集められました。そういう中で、熊本市の中心市街地・2核3モールの1核となる桜町の百貨店の灯を消してはならないと、当時、県と市、商工会議所や地権者であった九州産交が阪神百貨店を動かし、その支援のもとで、県下の企業や個人の方々の協力を得て、(株)「県民百貨店」が設立され、名称を「くまもと阪神」としスタートしました。それは、岩田屋閉店からわずか12日後の開店というスピーディさで、店舗と従業員の大半を引き継いでの開業でした。その後、阪神百貨店との業務提携が終了したのは、「県民百貨店」と名称を変え、名実ともに県民の百貨店として営業を続けてきたといいきさつがあります。当時、熊本市や県、市議会、商工会議所なども百貨店の事業継続に一丸となって取り組みました。都市計画審議会に提出された都市計画案の縦覧に対する意見書には、県民百貨店従業員の方々が、住民世論によって生まれ、住民に守られてきた百貨店だからこそ、「県民の力で守ってもらった恩返しにと一生懸命働いてきた」と、その思いを意見書に綴られていました。県民百貨店の移転が難しくなった場合、特に非正規雇用の方が厳しい状況に追い詰められると思います。市長は、雇用確保に最大限の努力をされると言われますが、百貨店・センタープラザの営業継続より、再開発の推進を優先してきた市長の姿勢こそ問われるのではないのでしょうか。多くの人々のさまざまな努力によって守られてきた雇用を、熊本市も保留床取得者として参加する再開発によって奪ってしまったのでいいのでしょうか。企業誘致のためには5億円も予算化しながら、現に1400人が働いている百貨店とセンタープラザの事業継続については「民民の問題」などという無責任な対応は許されません。答弁をお願いいたします。

(答弁)

そもそも県民百貨店からの仮店舗の協力依頼を、市が断ったことが事業の継続を困難にしました。地元企業とその雇用を守るべき自治体として、そのときの判断は問われると思います。桜町に県民百貨店が残れなくて、再開発の商業部分にシネコンや県外資本のフランチャイズしか出店しなかったら、郊外型の大型店が中心街に進出して

くると同じです。熊本市が保留床取得者として参加し、多額の国市補助金を投入する事業が、地元企業を追い出し、地元の雇用を奪って、地元商店街の振興にもプラスにならない県外大手を誘致するような再開発であっていいはずはありません。再開発事業への市のMICE施設の整備中止こそ、県民百貨店やセンタープラザテナントの事業と雇用を守る何よりの道ではないでしょうか。

5月8日に、日本創成会議が発表した、20歳代の若年女性人口が今後30年で半数以下に減る「消滅可能性都市」が、熊本県は全国平均49・8%を上回り、6割近くにも上がることがわかりました。その発表記者会見で、座長を務める元総務大臣の増田寛也（ますだひろや）氏は、「政令市の熊本などに雇用を確保すれば、人口流出を食い止められる」と述べておられました。この点でも、本市の雇用確保は重要であり、桜町再開発は逆行するものであることを指摘しておきます。

次は、**花畑広場整備**です。

昨年12月に住民監査請求が出された「産業文化会館解体費と隣の民有地買収費の支出差止め」は、2月12日に監査結果が出され、請求は棄却されました。その後、監査請求人のうち542名で、新たに産文解体と花畑広場整備の違法性を明らかにする住民訴訟が始められています。裁判の審理はこれからですが、市長を被告にして市民が裁判に踏み切らなければならないという、これら一連の動きではっきりしたのは、いかに今の熊本市のやり方が、住民の意向を無視し突っ走っているかということです。このような住民不在の市政の現状を大変残念に思います。ではお尋ねします。

① 昨年、2013年度に予算計上されていたサンビル・フラワービル用地買収について、進捗状況、交渉の経緯や到達点について、ご説明ください。

② 結果的に予算が執行されずに、繰越明抛費となってしまったサンビル・フラワービル用地の買収費は、予算計上に当たって、どのような検討と手続きが踏まれたのでしょうか。

③ 単価や権利関係についての精査はどのようななされていたのでしょうか。

④ 「サンビル・フラワービル用地」についての市長査定をされたのは、平成25年の何月何日ですか。

⑤ 産文解体予算を計上した時点で、花畑広場の設計図や位置図はできていたのでしょうか。

⑥ 5月の桜町・花畑地区のまちづくりに関する説明会で市は、「サンビル・フラワービル用地」隣の民間駐車場用地も「予算は計上していないが買うつもりである」と答えられていましたが、それは市議会の「桜町・花畑地区の付帯決議に関する特別

委員会」の取りまとめを踏まえて対応していくとのことでしょうか。

15

⑦ 「サンビル・フラワービル用地」の取得交渉があまりすすんでいないことは、当然市長もご存知だったはずですが、用地買収ができないのに、産業文化会館の解体だけを急がれた理由は何でしょうか。

以上、市長にお尋ねいたします。

(答弁)

はつきりしなかったので、お尋ねしますが、

第1に、サンビル・フラワービル用地買収費は、昨年度の予算に計上されており、執行に一旦「待った」はかかったものの、昨年6月に予算執行にOKが出されています。その後年度内になぜ、執行ができなかったのでしょうか。桜町花畑の付帯決議の特別委員会後、6月以降にいつ交渉して、どういう返事があったのでしょうか。

第2に、1月24日に市長査定をされたということですが、一般的に予算要求に当たっては、事前に用地課との協議や単価・権利関係などについて十分に精査することとなっておりますが、それはどのようなようになっていたのでしょうか。市長に伺います、

(答弁)

答弁を踏まえて、市長に伺います。

① 「平成25年度予算編成方針について」では、「用地購入については、経営戦略会議に付し、予算要求を認められたものに限る。また、事前に用地担当課と協議し、単価や権利関係について十分精査すること。」となっております。しかし、平成25年度の予算に反映される「平成25年度公共事業等に要する用地取得計画」について審議された経営戦略会議では、サンビル・フラワービル用地は「取得計画」に入っておらず、審議されていません。なぜ、「平成25年度予算編成方針の概要要求基準および留意事項」を全く踏まえない予算が平成25年度予算に提案されたのでしょうか。理由をご説明ください。

② 予算編成方針にも明記されている用地課との協議や単価や権利も含めた事前の精査がきちんと行われていれば、予算執行にゴーサインが出された昨年の「桜町・花畑地区の付帯決議に関する特別委員会」での審議終了後、速やかに用地買収はすすんでいたはずですが、なぜ、事前の準備もまともにできていないのに予算化だけを急がれたのですか。

(答弁)

そんなことでいいのでしょうか。では、伺いますが、

① 市長査定をした時点で、市長は用地買収にかかる予算要求手続きの手順を踏まないまま、要求があがっていたことはご存知だったはずですが、こんなルール違反の予算計上でいいと思われたのでしょうか。

② また踏むべき手続きを踏まないまま予算化したことで、買収がスムーズにすすまないことは、予測されたはずですが、市長は、用地買収がすすんでいないのに産文だけを先に解体することについて、早く壊せば、広場としての利活用が出来るからと答えられました。が、むしろ用地買収ができなければ、すべてがムダになってしまうのではないのでしょうか。

(答弁)

本来、予算は単年度主義が原則です。きちんとした手順を踏まず、急ぎ予算化したことが、未執行という結果を生んでいます。今後の成り行きとしては、サンビル・フラワールビルの用地が取得できず、広場整備が頓挫することも考えられます。花畑広場は絵に描いた餅になります。そうなれば、産文閉鎖や解体に使った6億円ものお金は全くムダになってしまうのではないのでしょうか。

ここには、事業見通しもないまま、民間にあおられ、十分な精査もしないまま、設計費や再開発への補助金をつぎ込み、破綻してすべてをムダにした花畑再開発の反省が全くないと思います。

合わせて、年間30万人の利用者による街の賑わいが失われたこと、市民から重宝されていた中規模ホールがなくなったことは、取り返しのない失敗だったと思います。そして、前進座の藤川矢之輔さん、栗原小巻さん、仲代達也さん、日本を代表する演劇界の重鎮が陳情にこられても顔も合わせなかった市長の見識のなさも将来に問われるべきことだと思います。

花畑別館の問題でお尋ねいたします。

熊本市は、今後5年間の「第5次行財政改革計画」で、高度経済成長期に集中的に建設された公共施設等の老朽化進行で改修や更新等の維持管理にかかる経費も増加するため、負担の平準化や将来を見据えた施設の適正管理の必要性から、「公共施設マ



ネジメントの構築」や「市有建築物の長寿命化実施計画の策定・推進」の実施を掲げました。古い建物を大切に使う時代の到来です。

私ども日本共産党市議団は、築81年の区役所が立派にリニューアルされて、概観は古い重厚な佇まいを見せながら、中に入ると近代的な設備を持つ図書館に生まれ変わった戸畑図書館を見学に行ってきました。長年市民に親しまれてきた古い建物は、市民にとって記憶に残るかけがえのない財産だと思います。近代化遺産に息を吹き込み、生き返らせた貴重な事例だといえます。

① イコモスが世界遺産登録を勧告した群馬県の「富岡製糸場と絹産業遺産群」は、今月末に開かれるユネスコの「世界遺産登録委員会」で登録の可否が決められます。ユネスコの諮問機関が4月25日に世界文化遺産への「登録が適当」と勧告してから1カ月、富岡製糸場には連日2千〜4千人前後が訪れ、この1カ月の来場者は10万8千人余りにも上っています。改めて、近代化遺産の不変的な価値が注目されるとともに、歴史ある建築物の保存・活用にスポットが当たってくるものと考えます。日本の近代化遺産の価値や保存・活用について、市長の見解をお伺いします。

② 3月議会で益田議員から、花畑別館を近代化遺産として改修・活用する提案をしていましたが、3月に出された「花畑町別館の耐震化への対応に向けた事業手法等検討業務委託報告書」では、調査の目的に「耐震化への対応の検討に当たっては、耐震補強や建替え、既存民間施設への「賃借など、さまざまな手法が考えられる」としながら、「施設の建て替えを前提とした場合における最適な事業スキームについて、技術、財務、不動産等の専門的観点に基づき検討を行うものである」と、建て替えを前提に限定した検討となっています。なぜ、建て替え前提に限定した検討になったのでしょうか。

③ 花畑別館は、一般社団法人日本建築学会が設けている建築分野では国内で最も権威のある日本建築学会賞を受賞した山田守の設計です。ヨーロッパやアメリカでは歴史的建造物が大切にされているのに比べ、日本では戦災復興、高度経済成長、バブル経済の過程で多くの名建築や伝統的な街並みが失われ、個性のない全国どこも同じ街並み・景観という状況が生れる結果になりました。一方で、昭和初期のモダニズム建築は建て替えの時期を迎え、超高層ビル建設のための取り壊しの危機も迫り、良質なモダニズム建築も多く失われることが危惧されるにいたっています。熊本市でも、公共建築100選に選ばれた村野藤吾氏の設計による水道局庁舎が建替えられたばかりです。歴史的にも価値のある建築物を守るとともに、住民の記憶に残る町並みを残し活用していく、そのひとつに花畑別館を位置づけ、建て替えてなく、戸畑図書館のようにリニューアルを検討していただきたいと思えますがいかがで

でしょうか。

市長に伺います。

(答弁)

花畑別館の問題では、歴史や文化を重んじ、市民の記憶に残る懐かしい町並みを残すことが必要と考えます。業務委託報告書に沿って立替を進めるならば、現在の4階建ての2倍の8階建ビルを熊本城の目の前に建設することになります。景観上も問題ではないでしょうか。今の建物を生かす利活用を要望しておきます。

大多数の市民の合意は得ていないMICEや花畑広場整備は、思い切って見直し、市民の切実な要求に応えていくべきです。くらし・福祉・教育の充実についてお尋ねします。

まず、国民健康保険と関連して生活保護です。

全日本民主医療機関連合会が毎年行っている「国保など経済的事由による手遅れ死亡事例調査報告」が、今年も5月に公表されました。今回は、2013年1月1日から12月31日までの1年間で、全日本民医連加盟の病院・診療所の患者と受診相談者で、経済的な事由で治療が遅れ、死亡に至った事例が56件報告されたというものでした。事例のうち、57%が国民健康保険の無保険・資格証明書・短期保険証の方であるというのは深刻な問題です。また、症状があっても受診せずがんの悪化による死亡が64%と、圧倒的多数を占めています。そして、無職と不安定雇用が75%、4人に1人です。中には、体調不良から生活保護を申請したものの、水際作戦で門前払いを受け病状の悪化により死亡されたというケースもありました。

調査結果では、無保険や資格証明書等で、低所得者を中心に医療にアクセスすることができずに、社会的な要因から「早すぎる死」を迎えられています。これは、民間団体の調査でもあり、実際には同様の厳しい現実がもっと数多く存在すると推測できます。そこで、お尋ねいたします。

① 無保険状態を生まないためにも、高い保険料を引き下げることです。4人世帯のモデルケースで本市の保険料は政令市の中で高い方から3番目、426,690円です。政令市で負担の一番軽い広島市の202,310円の2倍以上の負担です。市民所得は全国でも最低クラスであり、負担の限界を超えた保険料は速やかに値下げすべきと考えますが、いかがでしょうか。

② 事実上病院にかかれない資格証明書や、短期保険証の発行は中止し、保険証を加入者の手元に届けるべきです。資格証明書・短期保険証の廃止と、無保険状態の解消についてお尋ねいたします。

③ 病院窓口での医療費負担が困難なために病院に行けない人をなくすためにも、社会福祉法2条3項に基づく無料低額診療事業の利用促進を図っていただきたいと思えます。制度の周知徹底を図り、市民病院はじめすべての公的病院での実施や保険薬局への適用拡大などを働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

④ 国保法第44条に基づき一部負担金の減免免除は、昨年度災害関連を除けば、わずか6件の実績で、制度が適切に運用されているとは言い難い状況です。国保は、被保険者の6割が年間所得100万円以下というきわめて所得の少ない世帯で構成されており、44条減免の運用は重要です。広島市、名古屋市、川崎市、札幌市など年間数百件から数千件もの減免・免除を実施している自治体もあり、本市においても適切な運用に努めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

⑤ 生活保護の水際作戦で手遅れになるような事例を生まないためにも、適切な保護申請が必要です。相談も含め職員の質の高い業務を遂行するため、年間1400件を超える相談のある中央区について相談員を増員することや、査察指導員・ケースワーカーの充足率が100%となるよう体制拡充を図るとともに、専門性確保のためすべてのケースワーカーを正規職員とするよう取り組んでいただきたいと思えます。また、5月に厚生労働省への交渉を行った際、窓口申請書は置いてもいいとの回答がありましたので、本市でも、速やかに申請書を窓口においていただきたいと思えます。以上お尋ねいたします。

(答弁)

国保制度の趣旨に則り、すべての人が安心して病院にかかれるよう、保険料負担の軽減と運用改善を要望いたします。

**引き続き、教育分野の問題ならびに、子育て支援についてお尋ねいたします。**

第1に、少人数数学級推進は、市長就任当時の公約であり、一定の拡充が行われました。現在小学校4年生まで、中学校1年生の35人学級が実施されています。現場からもより一層の拡充が求められていたので、5月に行われた国への陳情で、国としても拡充するように要望してきました。国も、「少人数数学級や少人数指導は最重要と位置づけ取り組んでおり、今年度も予算要望まではしたものの拡充にはいたらなかった、

今後も推進していきたい」との回答でした。本市でも、少人数学級の拡充は、複雑多岐にわたる対応が求められる現在の学校現場で、要求も強く、重要な課題であると考えます。この間本市が取り組んできた少人数学級の効果と、今後の拡充方向と見通しについて伺います。

また、教職員の採用は、国会で文部科学大臣も「可能な限り正規が望ましい」と答弁され、国も正規職員の採用が望ましいという考え方です。本市が実施する少人数学級の講師はすべて臨採講師です。国の考えに基づき、正規職員の雇用をすすめていたきたいと考えますが、いかがでしょうか。

第2に、短い春から瞬く間に暑い夏となりました。梅雨前から、すでに30度を越える真夏日が続いたり、全国的には猛暑日も観測され、熱中症も発生しています。子どもが繰り返し要求してきた普通教室へのエアコン設置も、日本共産党として5月に国へ補助率の引き上げなどを要望しました。国も学習環境の維持には有効と考えているので、補助要望に応えるとともに、予算の範囲で加算も行っているとの回答でした。国の基準でも、教室の適正気温は28度です。いまや、政令市でも、すでに設置済み、あるいは年次計画で設置を予定している自治体が11市となっており、半数以上の市が普通教室へのエアコン設置をすすめています。本市としても、国の補助を有効に活用し、普通教室も含めエアコン設置を進めるべきです。快適で、体調管理上も適切な気温の維持についての見解、ならびに今後のエアコン設置の見通しについてお尋ねいたします。

第3に、トイレの改修は、子どもたちの強い要望です。生活様式の変化によって、今や自宅のトイレのほとんどは洋式です。ところが、学校に行くと洋式は1カ所にひとつくらい、設置率は35%です。我慢をする子どももかなりいると伺います。文科省も、「トイレ発！明るく元氣な学校づくり」などで事例を示し、トイレの改修をすすめています。洋式トイレ設置の抜本的拡充をすすめていただきたいと存知ですがいかがでしょうか。また、障がい児・病児が地域の学校で学ぶことも多くなりました。多目的トイレ、オストメイト、エレベーター、階段昇降機設置に対する要望と、実際の設置状況をお示しください。また、設置要望に応えられるよう、今後積極的に取り組んでいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。特に、階段昇降機は「危ないので使用したくない」との声が圧倒的です。エレベーターの設置をすすめていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

この間、最優先で取り組んできた耐震化の一方、プールや体育館等の改築が遅れています。改築年度を迎え他施設がなおざりです。体育館で45年以上経過が10校、プールでは50年以上経過もありますが、古くてコンクリートのが17校もあり

ます。これらについては早急に改築すべきではないでしょうか。老朽化した体育館・プールの改築についてお尋ねいたします。

第4に、就学援助の部活動費・生徒会費・PTA会費は2010年に対象経費として拡充されました。一昨年文部科学省が実施した実態調査では、2割の自治体での実施で、拡充を国も求めているとのことでした。特に、中学に行くと部活動費にかかる費用負担も多いため、費用に苦慮している家庭も多く見受けられます。国の示すクラブ活動への支給案では、中学校の場合2万9600円となっています。3項目拡充の必要性に対する見解と、拡充見通しについてお示しください。

第5に、子ども医療費無料化制度は、今や、政令市20市のうち16市が入院について中学3年生まで無料、2市が小学校修了まで、熊本市は大変遅れた状況です。通院でも、中学修了あるいは小学校修了まで無料が8市です。熊本市を除いた熊本都市圏12市町村のうち、8市町村が中学校修了まで無料、残り4市が小学校修了まで無料と、すべて小学校ないし中学卒業までの無料化が実施されています。政令市でも、周辺市町村の中でも最も遅れている状況はあまりに残念です。子育て支援で要望の強い経済的負担の軽減策として、子ども医療費無料化を、本市でも早急に中学校修了まで拡大していただきたいと思いますがどうでしょうか。

以上5点、教育長ならびに健康福祉子ども局長にお尋ねいたします。

(答弁)

教育現場の問題では、快適・安全な学校となるようご努力をお願いいたします。

子ども医療費は、周辺自治体に、政令市として恥じない制度への拡充を要望しておきます。

次に、地元優先発注の公共事業推進と、住宅リフォーム助成制度について伺います。5月22日、私どもは、市内の建設労働者の方々と、建築分野の問題について市へ要望しました。公共事業の地元への優先発注では、「国からの通知も来ており、地元優先発注を基本としている」との回答がありました。しかし、400億円も投入する桜町再開発・MICE整備最優先では、地元優先発注とはなりません。県外企業への莫大な税金投入となるMICEは見直し、待機児童解消が緊急の課題となっている保育所整備、畳替えや網戸・水周りなどの市営住宅の計画修繕、身近な道路の改修などを優先してすすめていくべきです。待機児・保留児の現状とその解消に見合った今後の保育所整備の見直し、市営住宅の計画修繕の現状と今後の実施見直し、土木センタ

ーへの各種要望の状況と対応の現状・今後の見通しについてお尋ねいたします。 22

また、これまで繰り返し要求してきた「住宅リフォーム助成制度」は、わずかな予算でも大きな効果額が得られるということで、全国に広がりつつあります。今年5月に全国商工新聞が公表した2013年度の実施状況では、全国で628、3分の1以上の自治体で実施されているとのこと。佐賀県や山形県では、県下100%の自治体を実施しています。全国でもいち早く実施した秋田県では、過去4年間に68億6220万円の助成をし、経済波及効果は補助額の24倍・1626億円の効果が得られているとの結果が公表されています。特に、宇土市の住宅リフォーム助成は、県産材の利用促進やUD化・省エネ・子育て支援等の推進を目的として、市内業者との契約によるリフォーム工事の一定額を地域で使える商品券として助成するもので、利用者はもちろん建設業者・地域商店と、「三方良し」の制度として評価もされ、喜ばれています。財源としては、国の補助金も活用するなど、効果的なやり方が工夫されています。このようなやり方も含め、本市としても、地元の建設業者への応援策として「住宅リフォーム助成制度」を、是非早急に実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(答弁)

宇土市は、リフォーム助成の国補助に「社会資本整備総合交付金」が活用されています。同じ交付金でも、熊本市は大企業に100億もの補助をし、一方宇土市は、地域に喜ばれる「三方良し」への補助、なんと言いう違いでしょうか。桜町に投入する税金のわずか1%、4億円を住宅リフォームに回せば、100億円近い効果額が予測できます。まさに税金の使い道が問われる問題です。住宅リフォーム助成の早期実施を重ねてお願いしておきます。

.....  
介護保険です。

現在、国会では、医療介護を根本から揺るがすような「医療・介護総合法案」が審議されています。全日本民主医療機関連合会は、この重大な改正に対し、昨春秋に全国調査を行い、12月に「次期介護保険法『改正』」による影響予測調査結果報告」を公表しています。そこには、病状が悪化し家族の負担が増大することや、現行サービスをぎりぎりの状態で利用しこれ以上の費用負担が発生すれば利用できなくなるなどの深刻な事例が紹介されていました。

介護保険制度の見直しや基盤整備については、昨日も質問がありましたので、以下の2点うかがいます。

第1に、国会で審議中の医療・介護総合法案に関し、全国の210地方議会が「生活を奪う」「受け皿がない」などとして介護保険「改革」に反対や批判、強い懸念を表す意見書を可決しています。法案の内容は、介護保険をさらに使えない制度に変質させる大改悪を盛り込んでいます。本市においても、きわめて深刻な影響が出てくることは間違いありません。市として、法案の撤回を求めるべきではないでしょうか。

第2に、介護施設の不足から、地域には民間の有料老人ホームやケア付きマンションが多数つくられています。しかし、利用料金が高いため、年金の少ない高齢者は利用できません。国民年金でも入れる低所得者向け住宅が必要です。鹿児島県曾於市では、年金の少ない高齢者でも民間有料施設が利用できるように、1日600円・1ヶ月1万8千円のグループホーム助成を行っています。本市でも是非検討していただきたいと思いますがどうでしょうか。

以上2点、市長にお尋ねいたします。

(答弁)

★国の制度改悪によって、サービスを絶対に後退させないという立場で取り組むとともに、特養建設はじめ、基盤整備の抜本的拡充も図っていただきたいと思えます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

★介護保険につきましては、昨日の質問もありましたので、時間の関係で省略いたしました。現在、国会で審議中の「医療・介護総合法案」は、医療介護を根本から揺るがすような法案です。国の制度改悪で、サービスが後退しないよう、市として鋭意取り組むとともに、特養建設はじめ、基盤整備の抜本的拡充も要望しておきます。

今日、かなり時間を割いてお尋ねしました桜町再開発・MICE整備の問題は、市政史上最大の公共事業・ハコモノ建設として、11月の市長選の大きな争点となるものです。400億円を超える税金投入は、市政に長く大きな負担となるとともに、身近な住民サービスへの影響は計り知れません。そういう意味で、熊本市は市民への徹底した情報公開・説明責任を果たしていくべきです。その仕事を、市長が残された半年間、やり尽くしていただくことを要望して、質問を終わります。